

栃木県 e スポーツ活用事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 栃木県 e スポーツ活用事業費補助金は、市町等が実施する e スポーツを活用した地域活性化や地域課題の解決等に向けた事業に要する経費の一部を、予算の定めるところにより補助するものとし、その交付については、栃木県補助金等交付規則(昭和 36 年栃木県規則第 33 号。以下「規則」という。)及び補助金等の名称等を定める告示(昭和 47 年栃木県告示第 354 号)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において「e スポーツ事業」とは、コンピュータゲームを用いて実施する事業であって、地域活性化や地域課題の解決等に資する取組その他これらに類するものをいう。

(補助事業者)

第 3 条 この補助金の交付の対象となる者(以下「補助事業者」という。)は、栃木県内の市町及び市町と共催又は市町が後援する事業を実施する公共的団体等とする。

(補助対象事業)

第 4 条 補助金の交付の対象となる e スポーツ事業とは、次に掲げる全ての要件に該当するもの又は知事がこの要綱の趣旨に合致すると特に認めるものとする。

- (1) 主たる実施会場が県内に所在するもの
 - (2) e スポーツの振興、地域活性化、教育的効果の創出、福祉の向上又は地域課題の解決を目的とするもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象外とする。
- (1) 本制度とは別に栃木県から補助金等の交付を受けるもの
 - (2) 実施形態がオンラインのみであるもの
 - (3) 政治的、宗教的な活動を目的とするもの
 - (4) 暴力団等反社会的な勢力の利益となるもの
 - (5) 目的が公序良俗に反するもの

(事業の実施期間)

第 5 条 補助金の交付の対象となる事業の実施期間は、交付決定日から翌年 1 月末日までとする。

- 2 本補助金の交付は、1 補助事業者につき 1 実施期間中 1 度限りとする。

(補助対象経費等)

第 6 条 補助金の交付の対象となる経費は、次の表に定めるところとする。

項目	内容(説明)
人件費	事業実施のために雇うスタッフ人件費(市町職員の人件費を除く)
報償費	講師、指導者、協力者等に支払う謝金
旅費	国内交通費・宿泊費等、ゲストに支払う旅費(市町職員の旅費を除く)
需用費	チラシ等印刷製本費、消耗品費(文房具・事務用品除く)

役務費	広告費、通信運搬費、手数料、保険料等（支払手数料を除く）
委託料	イベント運営、会場設営、ネット環境電気工事、警備等の委託料
使用料等	会場使用料、会場付帯設備費、機材借料、権利等使用料等
その他	その他知事が事業実施に必要と認める経費

- 2 経費の取扱いについては、補助事業者が第三者に業務委託した場合についても同様とする。

（補助率及び補助額）

第 7 条 本補助金の額は、補助対象経費（税抜）に 2 分の 1 を乗じた額とし、20 万円を上限とする。

- 2 本補助金の額に千円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第 8 条 補助金の交付の申請をしようとする者が規則第 4 条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
栃木県 e スポーツ活用事業費補助金交付申請書	別記様式第 1 号	1	1 事業計画書 2 事業収支予算書 3 公共的団体等にあつては、市又は町の共催又は後援が確認できる書類の写し 4 その他知事が必要と認める書類	別記様式第 2 号 別記様式第 3 号	1 1 1 1	知事が別に定める日

- 2 補助事業者は、前項の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）（以下、「消費税等仕入控除税額という。」）を減額して交付の申請をしなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りではない。

（交付の条件）

第 9 条 規則第 6 条第 1 項の規定により附する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更又は補助事業の内容の変更（第 10 条で定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、別記様式第 4 号による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けること。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- 2 知事は、前項に定めるもののほか、補助金の交付の目的を達成するため必要な条件を附することができる。

（軽微な変更）

第 10 条 前条第 1 項第 1 号における軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変

更とする。

- (1) 補助事業の主体、事業等名称及び実施期間の変更
- (2) 補助金交付申請額の増額又は 20 パーセント以上の減額
- (3) 補助事業に要する経費間の 20 パーセント以上の金額の変更

(状況報告)

第 11 条 補助事業者は、補助事業の遂行の状況に関し、知事が報告を求めた場合、随時に知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第 12 条 規則第 13 条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき報告書の名称	様式	部数	報告書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
栃木県 e スポーツ活用事業費補助金実績報告書	別記様式第 5 号	1	1 事業結果報告書	別記様式第 6 号	1	事業が完了した日から起算して 30 日以内又は 1 月末日のいずれか早い日。ただし、知事が必要と認めるときは、改めて提出期限を定めることができる。
			2 事業収支決算書	別記様式第 7 号	1	
			3 領収書等貼付台紙	別記様式第 8 号	1	
			4 その他知事が必要と認める書類		1	

2 第 8 条第 2 項ただし書の規定により、補助金に係る消費税等仕入控除税額を減額しないで交付の申請をした者が実績報告をする場合において、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを減額して報告しなければならない。

(交付の請求)

第 13 条 規則第 18 条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき請求書の名称	様式	部数	請求書に添付すべき書類の名称	部数	提出期限
栃木県 e スポーツ活用事業費補助金交付請求書	別記様式第 9 号	1	1 交付決定通知書の写し	1	知事が別に定める日
			2 交付額確定通知書の写し	1	
			3 その他知事が必要と認める書類	1	

(概算払)

第 14 条 規則第 19 条の規定により概算払が可能な場合は、知事が別に定めるものとし、提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき請求書の名称	様式	部数	請求書に添付すべき書類の名称	部数	提出期限
栃木県 e スポーツ活用事業費補助金概算払請求書	別記様式第 10 号	1	1 交付決定通知書の写し	1	知事が別に定める日
			2 検査結果の通知書の写し	1	
			3 その他知事が必要と認める書類	1	

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 15 条 第 8 条第 2 項ただし書の規定により消費税等仕入控除税額を減額しないで交付の申請をした者が第 12 条の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額を別記様式第 11 号により速やかに報告し、補助金の返還が必要となった場合には、知事の返還命令を受けて消費税等仕入控除税額の全部又は一部を返還しなければならない。

(財産の管理等)

第 16 条 補助事業者は、補助事業（補助事業の一部を第三者に実施させた場合を含む。）により取得し又は効用が増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(補助事業の経理等)

第 17 条 補助事業者は、補助事業の経費について帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後 5 年間、知事の要求があったときは、いつでも提出できるよう保存しておかなければならない。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 8 年 8 月 7 日から施行する。

2 この要綱は、令和 11 年 3 月 31 日をもって、その効力を失う。

ただし、同日までに交付を決定した補助金については、同日後もなおその効力を有する。